明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（六九）　五
○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（七〇）　五
○民法の一部を改正する法律（七一）　七
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（七二）　七
○国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（七三）　八
○真珠の振興に関する法律（七四）　八
〔政　令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二三六）　九
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二四四）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等　厚生年金基金解散・清算人就任関係　四〇
地方公共団体　教育職員免許状失効関係　四一
会社その他　会社決算公告　四四

本号で公布された法令のあらまし

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（法律第六九号）（文部科学省）

1　政府は、平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならないものとすることとした。（第一三条の二関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（法律第七〇号）（内閣府本府）

1　仮認定特定非営利活動法人の名称の変更

「仮認定特定非営利活動法人」の名称を、「特例認定特定非営利活動法人」に改めることとした。（第二条第四項及び第三章関係）

2　特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間の短縮等

㈠　特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を改正前の二月間から一月間に短縮するとともに、認証の申請があった旨及び申請のあった年月日等の事項について改正前の公告に加えてインターネットの利用による公表を可能とすることとした。（第一〇条第二項関係）

㈡　申請書又はその添付書類に軽微な不備がある場合にこれを補正することができる期間を改正前の一月間から二週間に短縮することとした。（第一〇条第三項関係）

3　事業報告書等の備置期間の延長等

㈠　特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、改正前の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長することとした。（第二八条第一項関係）

㈡　特定非営利活動法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧又は謄写できる期間を、改正前の「過去三年間」から「過去五年間」に延長することとした。（第三〇条関係）

4　貸借対照表の公告

㈠　特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならないこととした。（第二八条の二第一項関係）

(1)　官報に掲載する方法

(2)　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

(3)　電子公告

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

㈡　㈠にかかわらず、貸借対照表の公告の方法として㈠の(1)又は(2)に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りることとした。（第二八条の二第二項関係）

㈢　特定非営利活動法人が㈠の(3)に掲げる方法を貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって当該公告をすることができない場合の方法として、㈠の(1)又は(2)に掲げる方法のいずれかを定めることができることとした。（第二八条の二第三項関係）

㈣　特定非営利活動法人が㈠の(3)に掲げる方法により公告をする場合には、前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならないこととした。（第二八条の二第四項関係）

㈤　㈣により電子公告による公告をしなければならない期間中、公告の中断が生じた場合において、一定の要件に該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさないこととした。（第二八条の二第五項関係）